

住民基本台帳閲覧誓約書

住民基本台帳の閲覧については、次の確約事項を遵守することを誓約します。

1. 今回の閲覧により知り得た事項を、申出書に記入した目的以外には使用しません。
2. 閲覧事項については、個人のプライバシーの侵害又は差別行為につながらないように慎重に取扱い、他に公表しません。
3. 調査によって、プライバシー等の問題が生じたときは、また生じる恐れのあるときは、当方の責任で処理します。
4. 閲覧の際に転記した書類は、閲覧により収集した情報の利用を終了後、直ちに責任をもって廃棄します。
5. 閲覧にあたっては、貴職の支持に従って閲覧します。

年 月 日

水巻町長 様

申出者 住所

氏名

(名称・代表者名)

印

閲覧者 住所

氏名

印

(注 意 事 項)

- ① 申出が不当な目的によることが明らかなき又は、閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがあるときは、申出に応じられません。(住民基本台帳法第 11 条の 2 第 8 項)
- ② 偽り、その他不正な手段によって閲覧を行ったときは、30 万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第 51 条)
- ③ 閲覧の申出に際しては、別途誓約書に記名押印した誓約書を提出してください。
- ④ 申出事由を明らかにする観点から、申出事由に係る調査や案内等の概要が分かる資料(どういった成果物を予定しているかを含む。)、閲覧者の本人確認ができる書類、閲覧に関する委託契約書又は法人登記簿等の提出がない場合は、申出に応じられません。
- ⑤ 転記には、別にお渡しする「閲覧転記用紙」を使用してください。
- ⑥ 特別な請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援保護を講じているものを含まない申出であるとみなします。
- ⑦ 閲覧席での飲食、喫煙及び携帯電話等の電子機器の使用は行わないこと。
- ⑧ 閲覧簿の記載事項の読み上げ、録音、撮影、複写、居住者名簿等を持ち込んでの照合は行わないこと。
- ⑨ 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
- ⑩ 閲覧終了後、閲覧により個人情報を転記した内容について、確認を行うためコピーを取らせていただきます。
- ⑪ 閲覧の状況について、次の項目を公表します。(住民基本台帳法第 11 条の 2 第 12 項等)
 - (1) 申出者の氏名(申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理者の氏名)
 - (2) 利用目的の概要
 - (3) 閲覧年月日
 - (4) 閲覧に係る住民の範囲